



平成27年1月28日
中部地方整備局 名古屋国道事務所
中部運輸局 愛知運輸支局
自動車検査独立行政法人中部検査部
愛知県環境部
愛知県警察本部 交通指導課

お知らせ

名古屋南部地域の環境改善に向けて ～関係機関が合同で適正な自動車利用に関する環境啓発 活動及び取り締まり結果～

1. 概要

名古屋南部の道路環境改善を図るために、平成27年1月28日(水)に国道23号北崎車両検測所において、国土交通省中部地方整備局、国土交通省中部運輸局、自動車検査独立行政法人 中部検査部、愛知県、愛知県警察本部が協力し、合同取り締まりを以下のとおり実施しました。

- ①国土交通省中部地方整備局 : 特殊車両通行許可違反の取り締まり及び大気環境改善のための啓発活動
- ②国土交通省中部運輸局 : ディーゼル車の黒煙及び不正軽油を対象とした街頭検査
- ③自動車検査独立行政法人 中部検査部 : ディーゼル車の黒煙及び不正軽油を対象とした街頭検査
- ④愛知県 : エコドライブ等の啓発活動
- ⑤愛知県警察本部 : 過積載の取り締まり

取り締まりの結果、行政処分及び啓発活動台数は以下のとおりでした。

- ①特殊車両通行許可違反者 : 措置命令 : 0件 警告 : 7件
大気改善のための啓発活動 : 8台
- ②③ディーゼル車の黒煙違反者 : 整備命令 : 0件
- ②③ディーゼル車の不正軽油違反者 : 命令 : 0件 警告 : 0件
- ④エコドライブの啓発 : 8台
- ⑤過積載違反検挙・警告 : 検挙 : 1件 警告 : 1件

2. 資料

別紙のとおり

3. 配布先

中部地方整備局記者クラブ

4. 問い合わせ先

- ①中部地方整備局 名古屋国道事務所 交通対策課長 加藤 達也 TEL:052-853-7327
FAX:052-853-7334
- ②中部運輸局 愛知運輸支局 首席陸運技術専門官(整備) 村井 寿伸 TEL:052-351-5314
FAX:052-351-5318
- ③自動車検査独立行政法人 中部検査部検査課長 朝野 新一 TEL:052-351-6228
FAX:052-351-5447
- ④愛知県環境部 大気環境課 地球温暖化対策室 室長補佐 野末 治 TEL:052-954-6217
FAX:052-955-2029
- ⑤愛知県警察本部 交通部 交通指導課 課長補佐 TEL:052-951-1611 (内線5126)

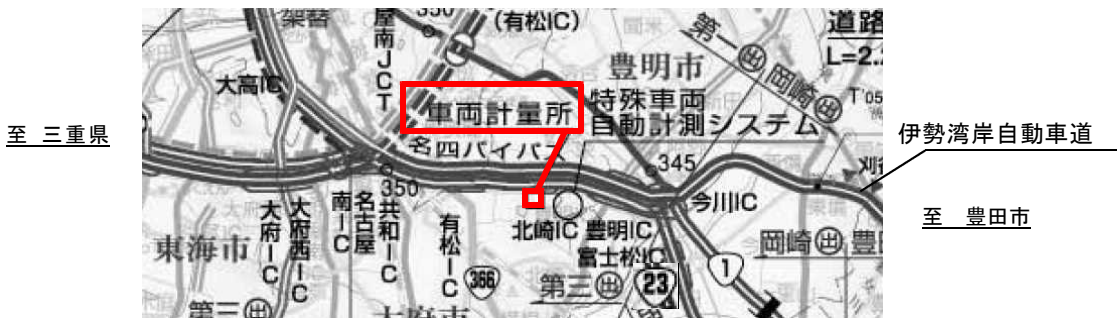
○取り締まりの結果

取り締まりの内容	時期	検査台数(台)	違反台数(台)	違反率	措置内容(件)	
①特殊車両通行許可違反	前回 (H26.11.27)	5	5	100%	措置命令(前回)	1
	今回	7	7	100%	措置命令(今回)	0
②③ディーゼル車の黒煙を対象とした街頭検査	前回 (H27.11.27)	6	0	0%	整備命令(前回)	0
	今回	8	0	0%	整備命令(今回)	0
②③ディーゼル車の不正軽油を対象とした街頭検査	前回 (H27.11.27)	6	0	0%	命令(前回)	0
	今回	9	0	0%	命令(今回)	0
④啓発活動	前回 (H27.11.27)	5				
	今回	8				
⑤過積載 取り締まり	前回 (H27.11.27)	2	1	50%	検挙(前回)	1
	今回	3	1	33%	検挙(今回)	1
					警告(前回)	0
					警告(今回)	1

※措置内容の上段数字は、前回（平成27年11月27日）、下段数字は今回のデータである。

※今回配布チラシは、「名古屋南部大気環境改善啓発」（別紙2）

○位置



○取り締まりの日時 ; 平成27年1月28日(水) 14:00~16:00

○取り締まり場所 ; 大府市北崎町福池地内 国道23号 三重県方面車線
北崎車両検測所

○当日の体制

関係機関		体制	
国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	7人	
	中部運輸局 愛知運輸支局	3人	
	自動車検査独立行政法人中部検査部	1人	
愛知県	環境部	1人	
愛知県警	本部	パトロールカー	2台
		白バイ	2台
		警察官	9人

①特殊車両通行許可違反の取り締まり（中部地方整備局）

車両制限令に定めた数値（長さ、幅、高さ、重量）を超える車両（特殊車両）が、通行する場合には、道路管理者の許可を受けなければ通行できないことになっています。（道路法 47 条の 2）

道路構造の保全、交通の危険防止、沿道環境の改善などの道路利用の適正化を図るため、取り締まりを行い、違反内容に応じて、措置命令や警告などの措置を行います。

②③ディーゼル車の黒煙及び不正軽油を対象とした街頭検査（中部運輸局、自動車検査独立法人中部検査部）**【黒煙を対象とした街頭検査】**

規制値を超える黒煙の排出が、排ガス中に含まれる有害物質の増加や自動車の装置の機能悪化等、安全・環境上の問題を引き起こすことが懸念されています。このため、黒煙測定器を使用して、排ガスの黒煙による汚染度を測定します。

【不正軽油を対象とした街頭検査】

燃料の規格の基準に満たない不正な軽油を燃料として使用することにより、排ガス中に含まれる有害物質の増加や自動車の装置の機能悪化等、安全・環境上の問題点を引き起こすことが懸念されています。このため、硫黄分濃度測定器を使用して、燃料に係る検査を実施します。

※ ②黒煙の排出量の規制値違反が認められた時や③不正軽油の使用が認められた時は、警告又は整備命令等の措置を行います。

④エコドライブ等の啓発活動（愛知県）

地球温暖化と大気汚染の防止のため、エコドライブの普及促進などの啓発活動を行います。

⑤過積載の取り締まり（愛知県警察）

道路交通法第 57 条により乗車又は積載の制限が定められ、この制限を超えて車両を運転してはならないこととなっています。

しかしながら、過積載違反車両の通行が絶えないことから、道路構造の保全、交通の危険防止、沿道環境の改善などの道路利用の適正化を図るため、取り締まりを行います。

違反内容に応じて、検挙や警告を行います。

⑥大気環境改善のための啓発活動（名古屋南部地域クリーン交通ネットワーク）

名古屋南部地域の沿道環境改善のための啓発活動を実施します。（配布予定資料別紙 2）